

熊本県公報

第 1 1 4 4 2 号
平成 18 年 8 月 11 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○ 指定居宅サービス事業所等の変更届 (居宅介護支援)..... (高齢者支援総室)	1
○ " (通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、訪問看護)..... (")	2
○ " (介護予防通所介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)..... (")	3
○ 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)..... (")	3
○ " (介護予防通所介護)..... (")	3
○ " (通所介護)..... (")	4
○ " (介護予防通所介護)..... (")	4
○ " (通所介護)..... (")	4
○ " (介護予防通所介護)..... (")	4
公 告	
○ 土地改良区役員の退任及び就任..... (農村計画・技術管理課)	4
○ 特定非営利活動法人の設立認証申請..... (男女共同参画・パートナーシップ推進課)	5
○ " (")	5
○ 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (")	6
○ " (")	6
○ 平成 18 年度熊本県公害関係届出等新台幣システム構築業務委託に係る一般競争入札の実施..... (環境保全課)	6
○ 工事完了..... (建築課)	9
登 載 依 頼	
○ 第 29 回熊本県地方港湾審議会の開催..... (港 湾 課)	9
○ 有明海自動車航送船組合議会平成 18 年第 2 回定例会の招集..... (有明海自動車航送船組合)	9
○ 公立大学法人熊本県立大学が取り扱う個人情報の保護等に関する規則に基づく告示..... (私学文書課)	9
○ " (")	10

告 示

熊本県告示第 826 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 82 条の規定により、指定居宅介護支援事業所の変更の届出があった。
 平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅介護支援】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
居宅介護支援事業所ほほえみ 上益城郡山都町南田 221 番地 1	事業所の名称	ほほえみ
あさぎり町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 球磨郡あさぎり町免田東 1190 番地 2	事業所の所在地	球磨郡あさぎり町上北 1874 番地
人吉市在宅介護支援センターリバーサイド御薬園居宅介護支援事業所 人吉市七地町 495 番地	事業所の名称	居宅介護支援事業所リバーサイド御薬園
在宅介護支援センター龍正園居宅介護支援事業所	事業所の名称	龍生園

人吉市下原田町字瓜生田字若宮 1057 番地 9		
社会福祉法人愛隣会天草町在宅介護支援センター 天草市天草町高浜北 633 番地	事業所の名称	春光苑居宅介護支援事業所
くま川居宅介護支援事業所 八代市本町一丁目 10 番 35 号	事業所の所在地	八代市若草町 1 番 16 号 305 号室
ともしび 八代市坂本町 1071 番地	事業所の名称	一灯苑
㈱クリスタル介護センター熊本ケアプランセンター 熊本市京町二丁目 2 番 37 号	事業所の名称	㈱クリスタル介護センター神水ケアプランセンター 熊本市神水一丁目 3 番 13 号

熊本県告示第 827 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
おおうらさんち尾ノ上の森 熊本市尾ノ上四丁目 11 番 83 号	事業所の名称 事業所の所在地	おとなの学校三郎校 熊本市三郎二丁目 2 番 131 号
ディサービスセンター陽だまり 荒尾市川登 1790 番地	事業所の名称 事業所の所在地	ディサービス陽だまり 荒尾市宮内 978 番地 4
すずらんの里 八代市葭牟田町 435 番地	事業所の名称	すずらんの里デイサービスセンター
デイサービスふれあいサロン・中島さん家 天草市亀場町亀川 263-2	事業所の名称	デイサービスふれあいサロン・中島さんち
デイサービス にしはら 阿蘇郡西原村布田 1169 番地 8	事業所の名称 事業所の所在地	デイサービス 太陽の園 熊本市長嶺西二丁目 7 番 8 号

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
有限会社ひまわり 下益城郡松橋町松山 3571 番地	事業所の所在地	宇城市松橋町松山 3567 番地
株式会社タガワブレース 宇城市小川町南小野 1227 番地	事業所の所在地	宇城市小川町南部田 1555 番地 1
アイリスケアセンター熊本 熊本市花畑町 1 番 7 号 MY 熊本ビル 5F	事業所の所在地	熊本市水前寺六丁目 27 番 20 号神水恵比寿ビル 1F
有限会社エンゼル 菊池郡菊陽町津久礼 2227 番地	事業所の所在地	菊池郡菊陽町津久礼 3439 番地 5
株式会社九州テクノ 熊本市九品寺五丁目 9-1 九品寺ビル 1 番 1 号	事業所の所在地	熊本市田迎五丁目 2 番 1 号
有限会社荒尾介護システム 荒尾市原万田 696 番地 9	事業所の名称	荒尾介護システムサービス事業部
有限会社アクト・トゥーワン福祉用具貸与事業所 菊池市大字隈府 918 番地	事業所の所在地	菊池市重味 973 番地 1

【特定福祉用具販売】

有限会社アクト・トゥーワン福祉用具貸与事業所 菊池市大字隈府 918 番地	事業所の所在地	菊池市重味 973 番地 1
--	---------	----------------

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
老人訪問看護ステーションあさひコート 宇土市本町六丁目 7 番地	事業所の名称	訪問看護ステーションあさひコート

熊本県告示第 828 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業所の変更の届出があった。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
デイサービスふれあいサロン・中島さん家 天草市亀場町亀川 263-2	事業所の名称	デイサービスふれあいサロン・中島さんち
デイサービス にしはら 阿蘇郡西原村布田 1169 番地 8	事業所の名称 事業所の所在地	デイサービス 太陽の園 熊本市長嶺西二丁目 7 番 8 号

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
有限会社アクト・トゥーワン福祉用具貸与事業所 菊池市大字隈府 918 番地	事業所の所在地	菊池市重味 973 番地 1

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
有限会社アクト・トゥーワン福祉用具貸与事業所 菊池市大字隈府 918 番地	事業所の所在地	菊池市重味 973 番地 1

熊本県告示第 829 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアセンター健康館 八代市麦島西町 1 番 13 号	有限会社福祉サービス熊本	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 830 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアセンター健康館 八代市麦島西町 1 番 13 号	有限会社福祉サービス熊本	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 831 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスたんぼぼの家 宇土市古保里町 993 番地 1	社会福祉法人福寿会	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 832 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスたんぼぼの家 宇土市古保里町 993 番地 1	社会福祉法人福寿会	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 833 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス・コムスン八代 八代市萩原町一丁目 9 番 50 号	株式会社コムスン	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 834 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス・コムスン八代 八代市萩原町一丁目 9 番 50 号	株式会社コムスン	平成 18 年 8 月 1 日

公 告**熊本県公告第 611 号**

八代市水島土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	千代永 義 光	八代市水島町 2201 番地 16
”	山 田 繁 徳	八代市水島町 2530 番地
”	丸 山 峰 雄	八代市水島町 2554 番地 54

”	藤 本 修 一	八代市水島町 2248 番地
”	垣 田 英 隆	八代市水島町 2199 番地
”	西 田 憲 男	八代市水島町 2265 番地
”	水 永 精 治	八代市水島町 2753 番地 1
監事	古 川 壽 男	八代市水島町 2949 番地 1
”	満 田 豊	八代市水島町 2145 番地
”	鶴 田 敏 春	八代市水島町 2138 番地 1
就任		
理事	千代永 義 光	八代市水島町 2201 番地 16
”	満 田 豊	八代市水島町 2145 番地
”	古 川 昭 徳	八代市水島町 2585 番地
”	岡 山 鶴 子	八代市水島町 2571 番地
”	山 田 孝 尚	八代市水島町 2201 番地 12
”	鶴 田 修 一	八代市水島町 2140 番地
”	山 田 和 博	八代市水島町 2788 番地
監事	西 田 省 一	八代市水島町 2191 番地
”	山 田 繁 徳	八代市水島町 2530 番地
”	鶴 田 数 也	八代市水島町 2265 番地

熊本県公告第 612 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 21 日
- 2 名称
NPO 法人すところーはっと
- 3 代表者の氏名
福田 清治
- 4 主たる事務所の所在地
天草市佐伊津町 5377 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害をもつ人たちが働く喜び・やりがい・生きがいを実感しながら、安心して地域の中で自立し暮らしていけるように、社会適応能力を身に着けるための幅広い支援事業を行い、障害を持つ人たちが共生できる地域社会の環境作りと福祉の増進に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 613 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 21 日
- 2 名称
特定非営利活動法人熊本県アスベスト研究会
- 3 代表者の氏名
田尻 幸夫
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市榎町 16 番 2 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、アスベストにより健康被害を受けた被害者の調査、救済事業を行うとともに、これ以上の被害者を出さないため、アスベストを無害化処理し再資源化するための研究開発を推進し、アスベストの適性処理事業を確立・普及させることにより、国民が安全で健康的な生活を営める社会づくりに寄与することを目的とする。

熊本県公告第 614 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 21 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ステップバイステップ
- 3 代表者の氏名
堤田 照一
- 4 主たる事務所の所在地
天草市中央新町 13 番地 12 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は障害を持つ人たちが及びその家族、高齢者、また地域に暮らす人々に対して、自立・社会参加に向けた社会啓発推進事業や、より良い福祉の実現の為にし得る幅広い支援事業を行い、すべての人々が社会の一員として共生できる豊かな地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 615 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 28 日
- 2 名称
特定非営利活動法人植物資源の力
- 3 代表者の氏名
浅川 牧夫
- 4 主たる事務所の所在地
水俣市袋 42 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、水俣病の教訓を基に、人間と自然とのより良い関係を構築するため、植
物性農業廃棄物、雑草、森林木や海藻（海草）等の、陸上や海洋の植物資源の高度有効
利用や用途開発などの研究、調査及び技術移転や指導等を、国内外に亘り行うと共に、
環境、自然、天然素材に関心のある人々や一般の人々に対して、バイオマス素材利用の
普及、啓発に関する事業を行う。これにより、生態系の循環を促進して森林や海藻の森
の再生や新生を促し、環境の保全と人類の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 616 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成 18 年度熊本県公害関係届出等新台幣システム構築業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書、業務仕様書及び機能仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 19 年 3 月 29 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県公害関係届出等新台幣システム構築業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書、業務仕様書及び機能仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱

- (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下、「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務」の取扱業種「情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理等」に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
 - (5) この公告の日前 5 年間に、国又は地方公共団体における公害関係届出のシステムの開発実績がある者。
ただし、当該実績は、大気汚染防止法関係届出及び水質汚濁防止法関係届出等を取り扱う複合型システムであり、かつ、本庁と 3 以上の保健所等とのネットワークで構成されたものであること。
 - (6) 公害関係法令等に精通し、かつ、公害関係のシステム開発実績を有する技術者を 2 人以上有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 8 月 11 日(金)から平成 18 年 8 月 21 日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 18 年 8 月 11 日(金)から平成 18 年 8 月 25 日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
- 熊本県環境生活部環境保全課庶務調整班(県庁行政棟新館 5 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2268(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書、業務仕様書及び機能仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 8 月 11 日(金)から平成 18 年 8 月 25 日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 8 月 11 日(金)から平成 18 年 8 月 25 日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの入札参加希望者が希望する日時に個別に実施する。
イ 場所
5 に記載のとおり
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時
平成 18 年 8 月 29 日（火）午後 1 時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階入札室
- (5) 入札書の提出方法
6 (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 18 年 8 月 28 日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
10 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 617 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字門ノ久 253 番 1 の一部及び同 253 番 2 の一部
233.81 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡嘉島町大字上島 253 番地
高村 竜憲

登載依頼

熊本県地方港湾審議会公告第 1 号

第 29 回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成 18 年 8 月 11 日

熊本県地方港湾審議会

- 1 開催日時
平成 18 年 8 月 22 日（火）
午後 3 時から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺 6-18-1
熊本県庁行政棟新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題
臨港地区の指定（八代港、河内港、百貫港、大門港）
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 お問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県地方港湾審議会事務局（熊本県土木部港湾課）
（電話 096-333-2514）

有明海自動車航送船組合告示第 3 号

有明海自動車航送船組合議会平成 18 年第 2 回定例会を平成 18 年 8 月 21 日午後 2 時熊本市に招集する。

平成 18 年 8 月 11 日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮 谷 義 子

公立大学法人熊本県立大学告示第 1 号

熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 22 条第 1 項の個人情報を次のとおり定めたので、公立大学法人熊本県立大学が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成 18 年熊県大規則第 4 号）第 12 条第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 11 日

公立大学法人熊本県立大学理事長 蓑 茂 壽 太 郎

口頭による開示請求をすることができる個人情報の項目	口頭による開示請求により個人情報の開示を行う期間	口頭による開示請求により個人情報の開示を行う場所
開示を行う個人情報の名称	開示する内容	
熊本県立大学一般選抜試験	大学入試センター試験の総得点、個別学力検査の総得点及びそれらの総合得点並びにその募集区分ごとの不合格者のランク	事務局教務入試課
	試験実施期日の属する年度の翌年度の 5 月 1 日から 6 月 30 日まで	

熊本県立大学特別選抜試験	各試験科目の総得点及びその募集区分ごとの不合格者のランク	合格発表の日から起算して3日を経過した日から1月	事務局教務入試課
公立大学法人熊本県立大学嘱託職員採用試験（県立大学図書館の図書登録及びカウンター業務）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	事務局総務課
公立大学法人熊本県立大学嘱託職員採用試験（理事長室及び学長室秘書等業務）	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	事務局総務課
公立大学法人熊本県立大学嘱託職員採用試験（会計及び経理業務）	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	事務局総務課
公立大学法人熊本県立大学嘱託職員採用試験（就職相談等業務）	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	事務局総務課
公立大学法人熊本県立大学嘱託職員採用試験（学生の健康管理及びカウンセリング業務）	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	事務局総務課
公立大学法人熊本県立大学フルタイム臨時職員採用試験	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	事務局総務課

公立大学法人熊本県立大学告示第2号

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第6条第4項第4号の事務を次のとおり定めたので、公立大学法人熊本県立大学が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成18年熊本県大規則第4号）第2条の規定により告示する。

平成18年8月11日

公立大学法人熊本県立大学理事長 養 茂 壽 太 郎

- 1 会議等出席確認事務
会議や研修会等の参加者の出席等を確認するために必要な事項のみを取り扱う事務
- 2 資料等送付、連絡事務
資料等の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所など、送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務